

## 令和6年度一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	安城市
施設名称	榎前一般廃棄物最終処分場
設置場所	安城市榎前町宮下31-1
問合せ先	安城市清掃事業所 0566-76-3053

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

### イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量（t）

（状況：令和6年度分 公表の期限：翌月の末日）

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃残渣	49.16	49.93	32.57	40.15	31.84	33.14	39.26	44.62	33.56	47.47	31.37	37.64

### ロ 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

（状況：令和6年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

（状況：令和6年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	R6.4.1	問題なし	/	/

### ハ 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

（状況：令和6年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

（状況：令和6年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工	R6. 4. 1	問題なし		

**二 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号口の規定による水質検査に関する次に掲げる事項**

埋立処分開始後（地下水集排水設備）

（状況：令和6年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	湧水ポンプ槽	R7. 1. 16	R7. 3. 13	検出されず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0005
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0003
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.005
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.01
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.005
全シアン	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出されず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出されず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.001
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0005
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.002
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0002
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0004
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.002

一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.004
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0005
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0006
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0002
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0006
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0003
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.002
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.001
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.002
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.005
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0002
ダイオキシン類	一リットルにつき十p g-TEQ以下	〃	〃	〃	0.062
<p>「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること</p> <p>埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。</p>					

埋立処分開始後（放流水）

（状況：令和6年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

放流水の水質検査	基準	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	処理水槽	R7.1.16	R7.3.13	検出されず
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0005
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.003

鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.01
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.1
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.02
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.01
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.1
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0005
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.001
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.001
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.002
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0002
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0004
一・一一ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.002
シス一一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.004
一・一・一一トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.001

一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0006
一・三ージクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0002
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0006
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.0003
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.002
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.001
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.01
一・四ージオキサン	一リットルにつきセレン〇・五ミリグラム以下	〃	〃	〃	<0.005
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	<1
ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素一五ミリグラム以下（海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。）	〃	〃	〃	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	3.0

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	一リットルにつき五ミリグラム 以下	〃	〃	〃	<1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	一リットルにつき三〇ミリグラ ム以下	〃	〃	〃	<1
フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム 以下	〃	〃	〃	<0.025
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム 以下	〃	〃	〃	<0.01
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム 以下	〃	〃	〃	0.02
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラ ム以下	〃	〃	〃	<0.1
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラ ム以下	〃	〃	〃	<0.1
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム 以下	〃	〃	〃	<0.04
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日 間平均三、〇〇〇個以下	〃	〃	〃	<30
窒素含有量	一リットルにつき一二〇（日間 平均六〇）ミリグラム以下	〃	〃	〃	3.3
燐含有量	一リットルにつき一六（日間平 均八）ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.03
ダイオキシン類	一リットルにつき十 p g -T E Q以下	〃	〃	〃	0

備 考

- 1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について 定めたものである。
- 3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、 それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って 適用する。
- 5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらす おそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖を もたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

埋立処分開始後（地下水集排水設備）

（状況：令和6年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

R 4	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
				電気伝導率 (m S /m)
4月	榎前浸出水処理施設	R6. 4. 1	R6. 5. 2	23
5月	〃	R6. 5. 2	R6. 6. 5	22
6月	〃	R6. 6. 3	R6. 7. 4	23
7月	〃	R6. 7. 4	R6. 8. 5	23
8月	〃	R6. 8. 1	R6. 9. 2	20
9月	〃	R6. 9. 5	R6. 10. 3	21
10月	〃	R6. 10. 3	R6. 11. 5	20
11月	〃	R6. 11. 6	R6. 12. 5	21
12月	〃	R6. 12. 5	R7. 1. 8	21
1月	〃	R7. 1. 2	R7. 2. 6	21
2月	〃	R7. 2. 6	R7. 3. 5	21
3月	〃	R7. 3. 6	R7. 3. 31	21

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランク

トンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

埋立処分開始後（放流水）

（状況：令和6年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

期日	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した日	水質検査の結果の得られた日	水質検査の結果				
				水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	浮遊物質量(mg/ℓ)	窒素含有量(mgN/ℓ)
4月	榎前浸出水処理施設	R6. 4. 15	R6. 5. 2	7. 6	0. 9	1. 3	1未満	3. 9
5月	〃	R6. 5. 16	R6. 6. 5	7. 0	0. 8	1. 8	1未満	4. 7
6月	〃	R6. 6. 20	R6. 7. 4	7. 3	0. 5未満	2. 0	1未満	4. 9
7月	〃	R6. 7. 18	R6. 8. 5	7. 6	0. 8	2. 6	1未満	4. 6
8月	〃	R6. 8. 15	R6. 9. 2	7. 3	0. 5未満	1. 5	1未満	4. 9
9月	〃	R6. 9. 19	R6. 10. 3	7. 5	1. 3	4. 6	1未満	6. 5
10月	〃	R6. 10. 17	R6. 11. 5	7. 4	0. 6	3. 0	1未満	6. 3
11月	〃	R6. 11. 21	R6. 12. 5	7. 2	0. 5未満	2. 0	1未満	4. 4
12月	〃	R6. 12. 19	R7. 1. 8	7. 1	0. 5未満	1. 4	1未満	3. 8
1月	〃	R7. 1. 16	R7. 2. 6	7. 4	0. 5未満	0. 5未満	1未満	3. 1
2月	〃	R7. 2. 20	R7. 3. 5	7. 4	0. 5未満	0. 5	1未満	3. 6
3月	〃	R7. 3. 20	R7. 3. 31	7. 6	0. 5未満	1. 0	1未満	4. 2

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

**ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項**

（状況：令和6年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合			

へ 最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和6年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況：令和6年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池	R6.4.1	問題なし		

ト 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

浸出液処理設備の機能の状態

(状況：令和6年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況：令和6年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

	点検を行った日	点検を行った結果	浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
4月	R6.4.29	異常なし		
5月	R6.5.30	異常なし		
6月	R6.6.27	異常なし		
7月	R6.7.28	異常なし		
8月	R6.8.29	異常なし		
9月	R6.9.29	異常なし		
10月	R6.10.31	異常なし		
11月	R6.11.28	異常なし		
12月	R6.12.29	異常なし		
1月	R7.1.30	異常なし		
2月	R7.2.27	異常なし		
3月	R7.3.31	異常なし		

**チ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項**

(状況：令和6年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況：令和6年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
有効な防凍のための措置の状況	R7. 1. 30	異常なし		

**リ 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果**

(状況：令和6年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	R6. 4. 1	45, 376m <sup>3</sup>